

1993年11月1日

関係議員各位

## 「行政手続法案」に対する要望書

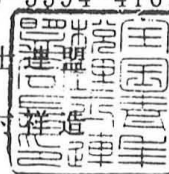
東京都渋谷区代々木5-21-12

代々木リビン303号

TEL 03-3354-4162

全国青年税理士

会長 辻村



当連盟は、全国の若い税理士約3000名で組織されている団体であり、納税者の権利を擁護し、真に国民から信頼される税理士制度の実現のため、研究し、活動を行っています。

さて私たちは、納税者の権利を擁護するという観点から、行政手続とりわけ税務行政に関する手続につき従来より大きな関心を持ってきました。

よって今国会に上程されている「行政手続法案」および「行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案」に対し、次のとおり要望いたします。

### 要望

私たちは、税務行政を「行政手続法」の適用除外とする国税通則法の改正（第74条の2）を除くことを要望いたします。

また、法案がもし修正無く採択されるような場合には、「行政手続法案」の趣旨に則り、税務行政の公平の確保と透明性の向上を図る観点から、国税通則法の見直しが早急になされるよう付帯決議がなされることを要望いたします。

## 理由

1. 臨時行政改革推進審議会（第3次行革審）の答申によれば、税務行政のように「特定の行政分野において独自の手続体系があるものなどについては適用除外とする」としながら、「このような場合においても、行政運営の公正の確保と透明性の向上をはかる観点から現行手続規定について必要な見直しが行われ、手続の一層の整備、充実が図られることが望まれる。」としています。

この趣旨からすれば、国税通則法を見直すことなく、関連法律として国税通則法第74条の2の改正（「行政手続法」の適用除外・新設）によって税務行政手続をほぼ全面的に「行政手続法」の適用除外とすることは、国民（＝納税者）の権利保護に資するという「行政手続法案」の本来の目的を全く無視するものです。

2. 政府は、税務行政手続を一般の行政手続から除外する理由として、「国税通則法等において必要な範囲の手続きを規定して完結した独自の税体系が形成されている。」としています。しかし国税通則法は課税処分に関する事後の手続きを規定するものであり、しかも現状は納税者の救済には不十分なものです。

また「行政手続法」が問題としている、行政処分の事前手続きについては国税通則法等においては、ほとんど規定をおいていません。

3. 欧米先進諸国の税務行政においては、税務行政における手続規定を整備し、さらに「納税者権利章典」あるいは納税オンブズマン制度などによって、納税者の権利を一層明確にし、そしてこれを保護していく方向にあります。

わが国の税務行政においてもこれらの動向を無視することはできず、今後経済の国際化の進展に伴い、これらの税務行政手続面での早急な法制度の整備が求められることは確実であります。

以上